

○松山衛生事務組合職員の勤務時間，休暇等に関する条例

制 定 平成 7 年 12 月 28 日条例第 1 号

改 正 令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号

松山衛生事務組合職員の勤務時間ならびに休日休暇に関する条例（昭和 4 3 年条例第 6 号）の全部を改正する。

（趣旨）

第 1 条 この条例は，地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 2 4 条第 5 項の規定に基づき，職員の勤務時間，休日及び休暇に関し必要な事項を定めるものとする。

（準用）

第 2 条 本組合職員の勤務時間，休日及び休暇に関しては，松山市職員の勤務時間，休暇等に関する条例（平成 7 年松山市条例第 2 9 号）及び同条例の改正に係る経過措置に関する規定を準用する。

付 則

この条例は，平成 8 年 1 月 1 日から施行する。

付 則（令和 5 年 2 月 20 日条例第 2 号）

この条例は，令和 5 年 4 月 1 日から施行する。